日税ジャーナル 🗨

第10号

1

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします



NICHIZEI journal

認定支援機関の役割とビジネスの可能性を探る

中小企業庁は9月20日、経営革新等支援機関として新たに1561件を認定し、合計で1万7445件となった。このうち税理士は1万1924件、税理士法人は1543件が認定を受け、税理士業界だけで全体の77.2%を占めているが、認定は受けたものの、具体的に何をすべきか分からないといった声も聞かれる。経営革新等支援機関に求められる役割とビジネスの可能性について探ってみた。



- 2 全国大学会計人会サミット **今年は日本大学で開催**
- 3 税理士事務所はどう対応!? 国外財産調書の注意点
- 4 中小企業支援サイト 「ミラサポ」本格稼働へ
- 5 金融のプロに聞く 資金繰りの課題と解決策
- 6 ~ 7 消費税率アップへ 実務対応のポイント
- 8 消費税増税で気をつけたい 関与先の納税資金準備
- 10 来年1月~4月スタート 主要改正項目をチェック

強化すべき「戦略的経営力」とは?

中小企業を取り巻く経済環境が大きく変化する中、経営者が直面する経営課題も多様化・複雑化してきた。また、内需が減退する中、海外展開にチャレンジする中小企業が増えているが、海外子会社の資金調達が困難など、資金面において壁にぶつかる問題なども生じている。

そこで、こうした経営課題に 対応するため、平成24年8月に 「中小企業経営力強化支援法」 が施行され、「経営革新等支援機 関」(以下、認定支援機関)の 認定制度がスタートした。

認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談などを受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、中小企業の『経営力強化』を支援する担い手として国が認定するもの。昨年11月に2101件の認定支援機関が誕生。その後も認定件数は着々と増え続け、今年9月20日時点で1万7445件に達している。このうち、認定を受けた税理士は1万1924件、税理士法人は1543件

となり、税理士業界だけで全体 の77.2%を占めている。

すでに、各地で認定支援機関を対象とした研修会も開催されており、東京税理士会が今年8月に開催したところ、認定を受けた会員税理士などで会場は埋め尽くされ、税理士業界における関心の高さがうかがえた。ただ、研修会の参加者に話を聞くと、「認定を受けたが、具体的に何をすべきか分からないので話を聞きに来た」といった本音も垣間見られた。

中小企業が認定支援機関を利用した場合、各種補助金をはじめ、経営力強化保証制度による保証料の引下げ、経営改善設備を取得した場合の特別償却または税額控除など、様々な支援策を活用できるメリットがある。特に、認定支援機関の関与が必須となっている補助金などは、押さえておきたい点といえる。

こうした支援策の活用も見逃せないが、企業を存続・成長させていくためには、経営力を高める事業計画の策定支援が欠か

せない。まさに、それこそが認 定支援機関に求められる大きな 役割といえるだろう。

中小企業の会計に関する検討 会ワーキンググループ委員(中 企庁・金融庁)、中小企業政策 審議会・企業力強化部会委員 (経産省)で、税理士会などで 認定支援機関をテーマに研修講 師を務める櫻庭周平公認会計 士・税理士は、「国も危機感が強 まり、本気で中小企業の支援策 に乗り出しています。しかも、 中小企業を弱者であるとしてま んべんなく保護する施策から、 自立的な中小企業の『経営力』 を高めて成長させる方向に舵を 取りつつあります」と指摘す る。

国も強化すべき『戦略的経営力』として、①財務経営力(経営状況把握等)②資金の確保・調達力③成長のための知恵・知識・ノウハウ④国際競争に耐えうる技術力・人材――などといったポイントを挙げている。



米京税理士会の研修会は超満員となった設定支援機関の業務などをテーマにした

中小会計要領の活用がカギに

こうしたポイントの中でも、 「財務経営力(経営状況把握 等)」の強化は、企業の成長に欠 かせない最重要課題といえる。 財務経営力を高めるためには、 大きく3つのステップによる取 組みが必要とされている。ステ ップ1は、中小会計要領等を活 用した「適切な会計による経営 状況の把握」(信頼できる決 算)。ステップ2は、強みを活 かした経営戦略の立案、中期経 営計画・単年度計画の作成(実 現可能性の高い計画)。そして、 ステップ3の月次決算による進 **渉管理(確実なフォローアッ** プ)を行い、具体的な成果へと 繋げていく流れだ。

いずれのステップにおいて も、その担い手として適任とさ れる認定支援機関に「税理士」 が含まれており、今後の活躍が 期待されるところだ。ただし、 財務経営力を強化させるために は、中小会計要領等の活用が不 可欠となってくる。

櫻庭氏は、「中小会計要領等を 有効活用しながら経営について アドバイスしている税理士事務 所はまだ少ないと思います。税 務に比べて会計は白黒ハッキリ しないところがあります。見積り や判断を伴うからですが、税理士 としては抵抗を感じがちなところ です。さらに、経営計画など経営 の分野には正解がありませんの で、その抵抗感はより大きくなる でしょう。ただ、中小企業の経営 も厳しさが増しており、中でも税 理士事務所にとって優良顧客と いえる、たとえば従業員20人規 模の企業では、経営者が本気で 経営を考えざるを得ない状況になっています。認定支援機関などに対して、今後、経営支援のニーズが高まることが予想されます」と指摘する。

さらに、「資金繰りなどで金 融機関に交渉する時には、同じ 土俵に上がらないと話はできま せん。やはり、中小会計要領等 を活用できるレベルは求められ てくるでしょう。経営者に対し ても、決算書などから発見した 経営上の問題を数値だけ聞いた 経営上の問題を数値だけ聞いいで しょう。そもそも経営者してで しょう。そもそも経営すると対してで 違います。経営者から経営に関 する相談を受けるためには、

『この先生はうちの経営を本気

で考えてくれている』と認めてもらうための準備期間が必要なのです。すぐにビジネスには繋がりませんが、先行投資と考えて会計や経営支援のノウハウを身に付ければ、既存の関与先を守ることができ、新たなビジネスチャンスにも繋がってきます」という。

今秋には中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト「ミラサポ」も本格稼働し、そこでも認定支援機関の活躍が期待されている(4面参照)。認定支援機関はスタートして間もないため、国としても手探りの部分が感じられるところもあるが、今後、その専門的な知識やノウハウが求められる機会が増えてくるのは間違いなさそうだ。

2 業界トピックス 平成25年・秋号



関与先と税理士業界の 永続的発展を目指し 全国統一キャンペーンを展開中

全国税理士共栄会(南口純一 会長) は昭和49年の創立以来、 ①関与先企業の繁栄に貢献する ②提携企業との共栄を図る③税 理士業界の発展に寄与する――と いう3つの基本理念を掲げ、関 与先企業の繁栄、税理士業界の 発展を目指し地道な活動を続け ています。

現在、「全国統一キャンペー ン」を展開中ですが、これは関 与先事業所と税理士業界の永続 的発展を応援するため、各地税 理士協同組合と提携保険会社の 協力を得て、全国税理士共栄会 の事業の中でも柱となっている 『VIP大型総合保障制度』と 『全税共年金』の普及を図るこ とを目的に行われているもので す。毎年9月から11月にかけて 実施しており、今年で28回目を 迎えます。

『VIP大型総合保障制度』 は、円滑な事業承継の実現や相 続税対策、遺族の生活資金の確 保、さらには退職金の準備や従 業員の福祉制度の充実など、中 小企業や個人事業主が抱える 様々な問題を5つのプランで解 決し、税理士とその家族および 従業員、さらに関与先企業の経 営者と家族および従業員の「暮 らしと事業」の発展を応援して います。

プランのひとつ「経営者大型 保険」(集団扱定期保険)は、経 営者に万が一のことがあった 時、最高2億円の大型保障で企 業を守ります。また、「経営者保 険総合プラン」は、定期保険、 終身保険、養老保険など、多彩 な商品によって経営者の生涯保 障、役員・幹部社員の退職金準 備などに役立てられています。

そのほか、介護保険や生活習 慣病保険、高度先進医療保険な ど医療保険全般がそろった「経 営者スーパープラン」。さらに、 突然の病気やケガで仕事が出来 ず、収入が途絶えた時に毎月の いろいろな費用をしっかりカ バーする「団体所得補償保険」、 「新・団体医療保険」により、 中小企業や個人事業主の方々を 総合的にバックアップしていま

『全税共年金』は、月々1万 円から将来の備えができる独自 の拠出型企業年金保険です。生 活設計に合わせて掛金を自由に 設定できるため、無理なく無駄 なく積み立てることができま す。月払い(1口5千円で2口 以上)と一括払い(1口10万円 で任意の口数、月払いと併用) を上手く組み合わせることで、

老後の生活設計にマッチした積 立が可能です。掛金は加入後に 変更することができるほか、年 金の受取方法は、給付金の請求 時に①10年確定年金、②15年確 定年金、③10年保証期間付終身 年金――の3種類から選択でき ます。年金に代えて一時金でも 受け取ることができます。

毎年、「全国統一キャンペー ン」を通じて多くの関与先関係 者が、円滑な事業承継や相続税 対策、安心して医療が受けられ る備え、退職金の準備、公的年 金の補完などを実現させていま す。なお、全国税理士共栄会は 各地区の税理士協同組合と協力 し、年間を通して「全税共関与 先紹介カード」による関与先紹 介運動を重点施策として実施し ています。

第17回全国大学会計人サミット

日本大学で盛大に開催 ~相続税の必要性を議論

第17回全国大学会計人会サミ ットが日本大学会館(東京・千 代田区)で10月12日に開催され た(写真)。 同サミットは、全 国の大学会計人会が一堂に集ま り、税制にまつわる様々なテー マを議論するもの。今年の主催 は、日本大学税理士桜門会、日 本大学桜門会計人会。

当日は、まず開会式が行わ れ、日本大学税理士桜門会の小 礒一男会長が挨拶した後、来賓 を代表して大塚吉兵衛日本大学 学長、池田隼啓日本税理士会連 合会会長、森公高日本公認会計 士協会会長が挨拶した。引続き 基調講演が行われ、前衆議院議

員で税理士の菅川洋氏が「税は 国家なり」をテーマに熱い思い を語った。

その後、恒例のサミット会議 を開催。今年は「相続税は必要 か?」をテーマとして取り上げ、 日本大学出身税理士が「存続 論」と「廃止論」に分かれてパ ネルディスカッションを披露し た。存続論グループは、赤坂光 則氏、菅川洋氏、沼惠一氏。廃 止論グループは土屋栄悦氏、鈴 木高一氏、椎名建夫氏、馬淵輝 之氏。コーディネーターを中島 孝一氏が務めた。

論点のひとつ「相続税の役割 と経済政策」では、富の再分配

による格差是正効果の検証、中 立・公平性の経済政策の衡量が 行われ、もうひとつの論点「適 正な課税体系の構築」では、少 子・高齢社会に求められている 課税体系について、両グループ

から様々な意見が 飛び交った。

サミット終了 後、会場を移して 懇親会が行われ、 秋場良司実行委員 長、神津信一東京 税理士会会長らが 挨拶した後、山川 巽東京税理士会顧 問が乾杯の音頭を

取った。会場では日本大学管弦 楽団や日大応援リーダー部によ るアトラクションも披露され、 会場は和やかなムードに包まれ た。なお、次回のサミットは、 千葉商科大学で開催される。



新興国の課税問題を紹介 具体的事例、企業の対応策etc

多くの日本企業が進出してい る新興国では、自国産業の育成 や外貨獲得を目的に、自国外の 企業に対して、移転価格税制や PE (恒久的施設) 認定などに よる実態と乖離した強引な税務 執行が行われることがある。中 には、1件当たり1000億円を超 えるような追徴課税を受ける場 合もあり、事業を継続していく ことが困難になるケースも生じ ている。

海外でのトラブルを回避し、 積極的に進出先で事業展開を行 うためには、新興国における税 務リスクを認識し、問題の発生 を未然に防ぐことが欠かせな い。そこで参考になるのが、経 済産業省がさきごろ作成した資 料「新興国における課税問題の 事例と対策」だ。

これは、新興国への進出を検 討している日本企業に対し、海 外で発生している課税問題を周 知することを目的に作成された もの。同資料では、中国、イン ド、ブラジル、インドネシア、 タイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシアを中心とした新興国 に多く見られる移転価格課税や PE認定、ロイヤリティなどに 関する課税問題の具体的事例を 紹介。さらに、留意しておくべ き新興国の税制の特徴、手続き 面の問題、税務当局の不正行 為、企業として考えられる予防 策や対応策、現地および日本に おける各種支援窓口などが掲載 されている。

なお、同資料は経済産業省の ホームページから入手できる。

会場受講もネット受講もOK!!

| EIボフォーラム 充実の研修ラインナップ

11月14日(木) 会場: AP西新宿

関与先の事業承継をバックアップ! 最新ソリューションを徹底検証

~新・事業承継税制、信託、社団の活用法~

and ! ◎ 講 師

平成25年度税制改正により、事業 税理士法人タクトコンサルティング 承継税制が大幅に緩和されます。本 代表社員 玉越 賢治 税理士 セミナーでは、事業承継の最前線手 法について制度概要から事例紹介 まで解説します。

会場: AP西新宿

11月 13日(水) 3年未満の税理士事務所職員が3カ月で変身し、 即戦力を目指すセミナー第1弾(2回シリーズ) 「会計事務所の仕事を知る」

> ◎ 講師 坂野上満税理士事務所 所長 坂野上 満 税理士

会場: AP西新宿

11月19日(火) 自己株式に関する 税務・会計・会社法の取扱い

◎講師 税理士齋藤雅俊事務所 所長 **齋藤 雅俊** 税理士

日税フォーラムの研修会は、会場受講はもちろん、インターネット受講(ライブ配信、ライブ 配信+1週間)も可能。研修スタイルを自由に選べます。詳しくは、㈱日税ビジネスサービス のホームページをご覧ください!

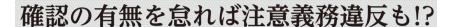
平成25年・秋号

来年から提出スタート!

国外財産調書の概要と注意点

~税理士事務所はどのように対応すべきか~

平成24年度税制改正によって創設された「国外財産調書制度」。 5千万円を超える国外財産を保有する人は、必要事項を記載して所轄税務署長に 提出するという仕組みだが、国外財産調書の提出について税理士事務所はどのように 対応すべきだろうか――。鳥飼総合法律事務所の佐藤香織パートナー弁護士に、 制度の概要と税理士事務所が注意すべき点を解説してもらう。



1. 国外財産調書制度とは?

平成24年度の税制改正で、 「国外財産調書制度」が創設されました。

この制度は、居住者(非永住者を除きます。)で、その年の12月31日にその価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する者が、翌年の3月15日までに、国外財産調書を提出しなければならないというものです。国外財産調書は、その年分の所得税の納税義務がある者は、その者の所得税の納税地、それ以外の者は、住所地(国内に住所がないときは居所地)の所轄税務署長に提出します。

この制度の趣旨は、国外財産 に係る所得税・相続税の申告漏 れが近年増加傾向にあることか ら、適正な課税及び徴収の確保 を図るためであるとされていま す。

国外財産調書制度は、平成26年1月1日以後に提出すべきものから適用されます。つまり、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出するものから適用されることになります。

2. 国外財産調書の提出・不提 出等と特例

国外財産調書制度は、納税者に自己の保有する国外財産に関する情報の提供を求めるものです。そのため、この制度の趣旨を達成すべく、納税者による適正な提出を促すための措置として、次のような特例が設けられています。

(1)国外財産調書を提出期限内に提出したとき(優遇措置)

国外財産調書に記載がある国 外財産に関して所得税・相続税 の申告漏れがあった場合でも、 過少申告加算税・無申告加算税 が5パーセント減額されます。

(2)国外財産調書を提出期限内に 提出しないとき、又は、提出期 限内に提出された国外財産調書 に記載すべき国外財産の記載が ないとき (加重措置)

その国外財産に係る所得税の 申告漏れがあった場合は、過少 申告加算税・無申告加算税が5 パーセント加算されます。な お、これは、前記(1)と異な り、相続税及び死亡した者に係 る所得税は対象となっていませ ん。その趣旨は、国外財産の所 有者である被相続人の行為につ いて、被相続人とは別人格の相 続人に責任を負わせることは適 当ではないと考えられたことに あります。

「記載すべき国外財産の記載がないとき」とは、記載すべき 事項のうち重要なものの記載が 不十分と認められるときを含む、つまり、一部の記載漏れや 誤記も入ると考えられています。

(3)期限後に提出された国外財産調書

国外財産調書が提出期限後に 提出され、かつ修正申告等が あった場合、その国外財産についての所得税・相続税の調査が あったことにより更正又は決定 があるべきことを予知してされ たものでないときは、その国外 財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、前記(1)・ (2)の制度が適用されます。

(4)罰則

①国外財産調書に虚偽の記載をして提出した者、②正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされています。ただ、正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった者については、情状によりその刑を免除することができます。

なお、①②の適用については、国外財産調書制度についての周知期間を確保する観点から、同制度の導入時期よりも1年後に伸ばし、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書からになります。

3. 税務調査はどうなるのか?

税務署等の職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、提出義務者に質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件の提示・提出を求めることができ、提出された物件を留め置くこともできます。

これは、国税通則法に定める 質問検査権と同様の内容となっ ています。

4. 国外財産調書制度について 税理士が注意すべき点

(1)相続税の税務調査で判明した 国外財産と税理士の債務不履行

国外財産調書制度が創設される前の事例ですが、相続税の税 務調査において被相続人の国外 財産が判明し、相続税の過少申告加算税及び重加算税の賦課決定を受けたのは、相続に関する申告業務を委任した税理士の債務不履行によるものであるとして、相続人らが、税理士に対して、損害賠償請求の訴えを提起したという裁判例があります(東京地裁平成24年1月30日判決、東京高裁平成25年1月24日判決)。

この事例で、裁判所は、税務 申告の委任を受けた税理士の義 務として、「申告書を作成する に際して、・・・**委任者から提** <u>供された資料が不充分であった</u> <u>り、委任者の指示説明が不適切</u> であるために、これに依拠して 申告書を作成すると適正な税務 <u>申告がされないおそれがあると</u> <u>きは、委任者に対して追加の資</u> 料提供や調査を指示し、不充分 <u>な点や不適切な点を是正した上</u> <u>で税務申告を行う義務を負う</u>も のというべきである。」と述べ ました。そして、税理士がかつ て被相続人の所得税の確定申告 をした際に、海外資産を保有し ている可能性が高いと認識して いたという事実等を基に、その ような認識があった以上、税理 士は、相続税の申告に際して海 外資産が相続財産から漏れるこ とがないように、相続人に対し て海外資産に関する資料の提供 を求め、そのような資料が手元 にないのであれば、海外資産の 存否及びその内容を調査するよ うに指示をすべきであったの に、漫然と相続税の申告をした のは、税務の専門家として適正 に相続税の申告をすべき注意義 務に違反したものである、と判 示したのです。

(2)国外財産調書制度への税理士 事務所の対応

国外財産が存在するかしない か、すなわち、国外財産の該当 性は、国外財産調書の作成にあ たって、まず決定すべき重要な ポイントです。国外財産とは 「国外にある財産」と定義さ れ、この判定は、財産の所在に ついて定める相続税法10条1項 及び2項によります。なお、社 債、株式等の有価証券等に係る 所在の判定については、金融商 品取引業者等の営業所等に開設 された口座に係る振替口座簿に 記載等がされている場合は、そ の口座が開設された金融商品取 引業者等の営業所等の所在によ ります。

前記の裁判例は、国外財産調 書制度に関するものではないも のの、申告業務を受任した税理 士としては、少なくとも、依頼 者が国外財産を保有している可能性が高いと認識した場合には、依頼者に資料の提供や調査の指示をする義務があると考えるべきです。

今後、国外財産調書制度がス タートすれば、税理士は税務の 専門家として、依頼者にこの制 度を説明し、国外財産の有無を 確認することが必要となると思 われます。制度の説明をした上 で国外財産は無いという回答で あれば、その旨を書面にして、 できる限り依頼者の押印等をも らうようにすべきです。一方、 国外財産を有する可能性がある と認識した場合には、依頼者に 対し、ヒアリング、資料の提 供、調査の指示等を行わなけれ ば、税理士の注意義務違反とな るおそれがあります。

もし、国外財産調書の作成は 依頼者に任せ、税理士の委任業 務の範囲ではないとするのであ れば、その旨を委任契約書等に 明記して明確にしておくべきで しょう。

(3)国外財産の価額

国外財産の「価額」も国外財産調書の記載事項です。「価額」とは、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」により評価することとされています。例えば、「時価」とは、専門家による鑑定評価額、預金額等、「見積価額等、「見積価額等を基に合理的に算定した価額等を基に合理的に算定した何をもって時価とするのかで争いとなることがあり、ここにも注意が必要です。



佐藤 香織 弁護士

鳥飼総合法律事務所パートナー弁護士。 税務訴訟、税理士損害賠償、相続、企業法務、公益法人のガバナンスに関する業務等を手がける。主な著書に、「ここが変わる!! 新たな税務調査手続への対応」(ぎょうせい、2012年11月、共著)、「増補改訂版公益法人・一般法人のQ&A 移行後の運営・会計・税務」(大蔵財務協会、2013年9月、共著)等がある。 4 フォーカス 平成25年: 秋号



「ミラサポ」が本格稼働へ

▶専門家の派遣サービスに注目

中小企業・小規模事業者の未 来 (ビジネス) をサポートする サイト「ミラサポ」が今秋より 本格稼働する。

「ミラサポ」は、中小企業庁 が運営するもので、全国の中小 企業・小規模事業者と、その支 援を行う支援機関や専門家のた めのインターネットサービス。 主な機能として、まず、国や公 的機関の支援情報・支援施策を 分かりやすく提供する「施策 ポータル」に注目したい。同機 能を活用すれば、経営者や事業 主は、自分が探している公的機 関の支援メニューをテーマ・施 策別に見つけることができるほ か、一部の補助金については電 子申請機能を活用することも可 能だ。

次に、「ミラサポコミュニ ティ」と呼ばれる機能では、 テーマ別、地域別のコミュニ ティが設置されており、会員登 録した事業主が目的や課題に応 じて先輩経営者や専門家と情報 交換をすることができる。ま た、ユーザーが自分の課題に応 じて新たなコミュニティを開設 することもでき、すでに約1.4万 人が会員登録している。

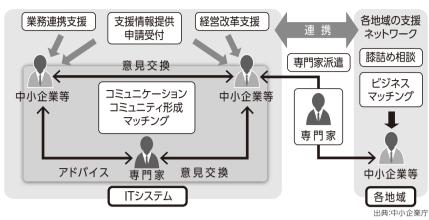
「ミラサポNEWS」では、「経 営」「営業」「お金」「開発」と いった経営者の悩みについて、 様々なジャンルの専門家のアド

バイスをコラム形式で毎日更 新。気に入った専門家には、事 業主から直接アクセスすること もできる。

そして、「ミラサポ」の目玉と いえるのが「専門家活用」の機 能だ。これは、分野ごとに専門 家のデータベースを整備し、 ユーザーが抱える経営課題に応 じて専門家を探すことができる もの。各専門家のこれまでの実 績や経験などを確認し、相談し たい専門家にオンライン上で派 遣依頼ができる。ただし、専門 家派遣は1社当たり年3回ま で。また、専門家派遣を初めて 依頼する場合には、最寄りの 「地域プラットフォーム」を通 じた派遣相談が必要となる。

「地域プラットフォーム」と は、地域の中小企業支援機関の 自主的な連携体で、商工会や商 工会議所、金融機関、認定経営 革新等支援機関などで構成され ている。経営者からの相談内容 に応じて、地域プラットフォー ムが専門家を選定・紹介するわ けだが、この専門家の対象とな るのは、中立性の観点から法 人・団体とされているため、税 理士業界の場合は「税理士法 人」に限られる。

個人の税理士は、地域プラッ トフォームの構成機関(自ら所 属するものを除き、法人、団体 「ミラサポ」の事業イメージ



に限る)の推薦を受けて専門家 として登録することで、「ミラ サポ」の活動に参加することが できる。なお、2回目以降の派 遣については、地域プラット フォーム経由以外に「ミラサ ポ」を通じて直接オンラインで 申請を行うことも可能となる。

相談料は1時間当たり5千 円、1日6時間までの相談が可 能で、最大3万円(旅費別途支 給)の謝金が支払われる(ミラ サポコミュニティで行う事前の 問い合わせ対応は謝金対象 外)。

専門家派遣を利用すると、そ の仕事の評価(口コミ)がネッ ト上に掲示されるため、税理士 や税理士法人にとっては、自身 のアピールにもつながる。その 後、より深く相談企業との関わ りが持てれば、顧客獲得のチャ ンスも期待できる。「事業者か ら専門家派遣を受けた税理士を 引続き顧問としてお願いしたいと いった希望があった場合は、相対 でのビジネスとして進めていただ いても問題ありません」(中小企

「ミラサポ」は7月30日から 「お試し版」として運用され、専 門家への登録もスタートしてお り、すでに3536人が登録、その うち「税理士」資格者は167人と なっている(平成25年9月末現 在)。

中小企業庁では、全国100万社 以上の中小・小規模事業者、1万 人以上の専門家等の参画を目指し ており、今後は「ミラサポ」の PRにも力を入れていく構えだ。 中小企業・小規模事業者と専門家 による巨大なコミュニティサイト がいよいよ本格的に動き出す。新 たなビジネスチャンスを目指し、 税理士をはじめ専門家の登録も一 気に増えそうだ。

病気やケガで働けなくなった時、毎月の出費をどのようにカバーしますか?

度

国保 加入者

原則、保障なし

健保 加入者 傷病手当金 標準報酬額の2/3、最長1年6カ月

保険

60日~120日の 入院保障が一般的

安心療養サポート(所得補償保険) 最長1年(入院+自宅療養中*)

安心療養サポート(所得補償保険)

◎1年補償タイプ



70歳まで補償

生涯収入プロテクション (団体長期障害所得補償保険)

最長2年(入院+自宅療養中*)

月額10万円~100万円を補償

※医師の指示によるものをいいます。

健康な今のうち、未来の収入を守る手立てを

全国税理士共栄会 VIP大型総合保障制度

安心療養サポート

団体所得補償保険

税理士先生専用の高額補償プラン

選べる2タイプ(1年補償・2年補償) 所得補償最高月額200万円 団体割引30%+無事故戻し20% 自宅療養もしっかり補償

全国税理士共栄会 VIP大型総合保障制度

生涯収入プロテクション

団体長期障害所得補償保険

就業不能を長期にわたり安定補償

最長70歳、月額最高100万円まで補償 自宅療養・一部復職時も補償 精神障害による就業障害も補償(最長2年間) 最高の団体割引率30%を適用

安心療養サポート・保険金お支払い例

【1年補償タイプ】

A先生45歳、月額補償額50万円でご契約中に… 胃がんで入院、手術。2カ月入院ののち退院。その後、 医師の指示による1カ月自宅療養し、仕事に復帰。

- ●保険金支払対象期間 2カ月+1カ月(入院期間)(自宅療養期間)
- ●お受け取り保険金額
 - 月額補償額50万円×3カ月=150万円
- ●月額保険料(S110型)13,719円*

※入院のみ支払対象外期間0日コースの保険料で、葬祭費用補償特約(F型)の保険料を含みます。

【2年補償タイプ】

B先生45歳、月額補償額50万円でご契約中に…

脳梗塞で就業不能に。8カ月入院ののち退院。

その後、医師の指示による自宅療養、リハビリ生活が10カ月続いた後、仕事に復帰。

- ●保険金支払対象期間 8カ月+10カ月 (入院期間)(自宅療養期間)
- ●お受け取り保険金額
- 月額補償額50万円×18カ月=900万円
- ●月額保険料(S210型)17,669円*

(取扱代理店)

※このご案内は概要を説明したものです。



そのご案内は概要を説明したものです。 詳しい内容については、取扱代理店または 引受保険会社までお問い合わせください。

〈取 扱 代 理 店 〉 株式会社日税サービス №:03-5323-2111 〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階 〈引受保険会社〉 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第二課 Tel:03-3593-6453

平成25年・秋号 インタビュー 5

インタビュー

金融プロフェッショナルに聞く!

近年、企業を取り巻く金融環境の改善策が図られているが、大企業と比べると 中小企業の資金繰りは依然として厳しい状況が続いている。こうした状況の中、 関与先の資金繰りを支援するため、税理士事務所はどう対応すべきだろうか-都市銀行の勤務時代に法人融資を主体に約2000社の取引先に携わり、現在は 財務・資金繰り・事業再生コンサルタントとして活躍する徳永貴則氏に話を聞いた。

-全国銀行協会の報告によると、ここ数 年、金融機関の貸出金残高が増えています。

確かに貸出金残高は増えていますが、これ は上場企業が設備投資などを進めていること が要因で、中小企業向けの融資が増えている わけではありません。むしろ、中小企業の融 資は減少していると思います。それは、金融 機関の融資姿勢が厳しくなったわけではな く、単純にお金を貸せる先が少ないのが実情 だと考えます。金融庁が検査方針を見直し、 融資先の健全性について銀行に判断を委ねる と言われていますが、銀行が必ずしも積極的

に動くとは限りませ ん。もちろん、赤字で も特殊な技術や能力を 持っている会社、借金

はあるけど光るものがある会社であれば、銀 行としても「何とかしてあげたい」と思うも のです。いかに金融機関が企業に対する目利 きができ、いかにリスクテイクを行っていく のか、その真剣度が問われていると言ってい いでしょう。

— 融資を受けるためのポイントなどはあるの でしょうか。

行員時代、私は企業の資金繰りに注目して いました。もちろん決算書も見ますが、その 企業はどうやってお金が回っているのか、本 当に回っているのか、そこに一番関心を持っ ていましたね。本当は綿密な資金繰り表を提 示してくれると助かるのですが、中小企業が 自社で作成・更新するのはハードルが高く、ほ とんどの企業が作っていないのが実情です。

――では、どうすればいいのでしょうか。

本来であれば、税理士の先生方が対応する のがベストだと思います。ただ、資金繰り表 は会社の中身を強くするために作成するもの です。本気で実現させるのであれば、会社内 部の管理体制をすべて変えていく気概が必要 です。それなりの知識やスキルも求められま すので、税理士先生にとっても簡単にできる ものではありません。

一資金繰りを支援するには勉強が欠かせ ないわけですね。

私は2012年に金融税理士アドバイザー資 格を立ち上げ、税理士先生向けに銀行融資に 関する講演や金融知識などの講義を行ってい ますが、すでに多くの税理士先生が受講され ています。一方、外部の専門家と連携して関 与先の資金繰りをサポートする税理士先生も 増えています。実際、私自身も複数の税理士 先生から顧問契約を依頼され、関与先の資金 繰りを支援しています。いずれにしても、そ うした先生方に共通して言えることは、関与 先の資金繰り問題を解決するため、質の高い サービスを提供したいとの思いがあることで す。延命のために一時的に融資を受けるよう なアドバイスではなく、資金繰りの問題解決 れば、顧問料とは別にフィーを要求すること

――税理士事務所からどのような相談が寄 せられていますか。

相談内容は様々ですが、「どうしてもっと 早く来てくれなかったのか」と思うことが 多々あります。借りたものを返すのは当然で すが、会社を強くするために返済を待っても らうことも重要です。経営者の中には金融円 滑化法を利用せず、個人資産を持ち出して必

と共に企業の中身も改善させる。それができ もできるでしょう。

言われ、顧問税理士の先生に計画書の作成を

(株)スペースワン

をサポートしている。

ありますか。

代表取締役 徳永 貴則 氏

明治大学卒業後、大和銀行(現りそな銀行)に入行。都内を中 心に主に法人融資先の新規開拓業務を行ってきた。本店融資

部の経験もあり、審査部門での経験も豊富。約2000社の銀 行融資に携わった経験を生かし、2012年1月に株式会社ス

ペースワンを設立。多くの銀行融資コンサルティングのみなら

ず、事業再生や経営改善のアドバイスを行っている。同年10 月から金融税理士アドバイザー資格を立ち上げ、税理士向け

に銀行融資についての講演や金融知識等の講義を実施。ま た、税理士事務所などと顧問契約を結び、関与先の銀行融資

や銀行交渉のスキルなどが求められますが、

と連携することが有効だといえます。

この場合も事務所で対応できなければ、外部

――事業再生を実現させる上で大切なことは

経営者が本気になることです。経営者の中 には、金融機関から経営計画書を出すように お願いする方もいるでしょう。金融機関が作 れと言うから作る。しかし、経営計画書は本 来自社のために作るものです。そういう考え

> を持っていない経営 者が多いように感じ ます。



死に返済するケースも見られますが、これで は本質の部分が解決できていませんので、経 営状態はさらに悪化していくことが予想され ます。

――本質の部分とは?

返済猶予期間でいかに経営を立て直すこと ができるか、それが本質です。金融円滑化法 を利用した企業のうち5~6万社は倒産予備 軍といわれていますが、これらの企業の立て 直しには相当の覚悟が求められてきます。認 定支援機関が、たまに企業を訪問して事業計 画書を作り、3カ月に一度モニタリングを実 施する程度では、事業を再生させることは難 しいでしょう。何度も足を運んで徹底的に見 直さなければ倒産という事態も免れません。

― 現在、多くの税理士・税理士法人が認定 支援機関として認定されています。

ただ、企業の再生支援に乗り出したケース はごくわずかです。動きが鈍い理由のひとつ として、事業再生や経営改善のために何をす べきか分からない先生方が多いように感じま す。これまで多くの事業再生に携わってきま したが、私の経験から言えることは、一番重 視すべきポイントは売上です。どういう商売 をしているのか、その商売は今後も必要とさ れるのか。売上がなければ再生もあり得ませ ん。そして、次のステップとして、その売上 を確保するために全社員と話をしながら会社 の中身を抜本的に見直す必要があります。社 長と2人で話していても事業再生は実現しま せん。

――それだけ労力をかけると報酬も高くなり、 国が補助する金額の上限を超えて、企業の費 用負担が重くなる気がします。

それで構わないと思います。補助金をもら うために事業再生を行うのではなく、事業再 生を実施する上で、たまたま費用の一部が補 助されるに過ぎません。認定支援機関の取り 組みとは別に、独自のコンサルティング契約 を結んでもいいと思います。もちろん、 フィーを受け取る以上、事業再生のノウハウ

――そのような経営者は行員時代にも見られ

正直、たくさんいました。顧問税理士の先 生と一緒に銀行に来られて、事業計画の説明 や質問への回答は、すべて税理士先生が答え る。その際、私は経営者の目をずっと見てい ましたね。そして後日、経営者に直接質問す ると、大半は答えることができず、「私が計 画書の作り方を教えますから一緒にやりま しょう」などと対応していました。経営者自 身が説明できない計画書を見せられ、その中 身を信じてお金を貸して下さいと言われた ら、皆さんはどうするでしょうか。私だった ら貸すことはできません。これは、税理士先 生が悪いのではなく、ずっと他人任せにして きた経営者が悪いのです。

――税理士事務所が金融機関と上手く付き 合う方法はあるのでしょうか。

私はひとつしかないと思います。関与先の 融資取引のある金融機関に対し、正確な試算 表を期限内に提出する、決算書の中身がしっ かりしているなど、丁寧な仕事の積み重ねが 信頼に繋がってくると考えます。金融機関と しても、それらの資料に記された税理士先生 の名前は見ているものです。そうした誠実な 働きぶりが評価されれば、案件の紹介にも繋 がってくるでしょう。まさに、今回の認定支 援機関の取り組みは、金融機関との関係を作 り上げる大きなチャンスだと思います。

――最後に読者の先生方にメッセージをお願 いします。

資金繰りのサポートは簡単ではありません が、スポット業務ではなく、今後さらにニー ズが増えてくるのは確実です。独自でノウハ ウを身に付けるのか、外部の専門家と提携す るのか、いずれにしても今のうちに資金繰り の支援体制を整えておくことができれば、今 後、事務所の収益構造も大きく変わってくる と思います。



消費税

税消費税率アップにともなう

特_{reature}集

来年4月、そして再来年10月の消費税率の引上げに関心が集まっている。特に、平成9年に消費税率が3%アップした時、事務処理や経理処理の変更に四苦八苦した企業も多かっただけに、サポート役の税理士事務今後の経過措置や実務対応のポイントをしっかり押さえておきたい。 アドバイザー/金井

I. 消費税率の引上げ

社会保障の安定財源を確保し、「支え合う社会」を実現する改革の第一歩として、消費税率の引上げを柱とする税制抜本改革法が、平成24年8月10日に成立し、同22日に公布されました。

この法律によって、消費税の税率は、平成26年4月1日から8%に、 平成27年10月1日から10%に引き上げられる予定です。

Ⅱ. 新税率の適用関係

(1)商品販売の税率は納品の日によって判断

商品販売において、旧税率(5%)、新税率(8%)のいずれを適用するかは、その商品の引渡しの日がいつであるかによって判断します。

経過措置の対象となる取引でない限り、契約締結の日や代金受領の日は、税率の適用関係に影響しません。

	8%施行日							
	H26.4.1							
契	!約 代金曼	受領 引流	度し					
	•							
		8	%					

この例では、税率引上げ前に契約を締結し、代金も受領していますが、 実際の納品日が4月1日以後であるため、新税率(8%)が適用されます。代金の前受けについては、納品の日を確認しておく必要があります。 (2)3月中に仕入れた商品であっても

3月中に旧税率(5%)で仕入れた商品であっても、売上げに適用する 税率は、その商品を相手方に納品した日がいつであるかによって判断しま す。

たとえば、10万円の商品を3月に仕入れると、本体価格10万円と消費税5千円を支払い、5千円を仕入税額控除します。4月になって、この商品を仮に利益なしの10万円で販売すると、顧客から消費税8千円を受領し、これを納税することになります。税率が何パーセントであっても、本体価格に変更がなければ、企業の利益に影響することはないということです。

(3)20 日締めの請求書に注意

毎月20日締めで請求書を作成している場合、平成26年4月20日締めの 請求書には、注意を要します。3月末日までの納品分には旧税率(5%) が、4月1日以後の納品分には新税率(8%)が適用されるため、3月末 日でいったん締め切る作業が必要になるからです。

たとえ旧税率(5%)分しか消費税を請求していなくても、4月1日以後に納品した売上げについては、新税率(8%)を適用して納税額を計算することになります。

Ⅲ. 税率の経過措置

平成26年4月1日以後の引渡しであるにもかかわらず、一定の要件を付して旧税率を適用することを定めた取扱いを税率適用の経過措置といいます。経過措置は、新税率の適用が開始される「施行日」と、その6か月前の「指定日」を基準に整理されています。



経過措置は、事業者の選択により任意に適用するものではありません。 要件に該当すれば、必ず適用されます。

税率の引上げにあたっては、多くの経過措置が設けられていますが、ここでは、主要なものをご紹介します。

IV. 工事の請負等に関する経過措置

(1)工事の請負等に関する経過措置の適用関係

指定日の前日までに契約を締結した工事の請負等については、旧税率が 適用されます。工事着工の日や工事代金を受領した日がいつであるかは関 係ありません。

したがって、税率8%への移行時には、平成25年9月30日までに契約を締結していること、税率10%への移行時には平成26年3月31日までに 契約を適用していることが要件となります。

なお、レアケースと思われますが、平成8年9月30日までに契約を締結した工事の請負等には、3%の税率が適用されます。

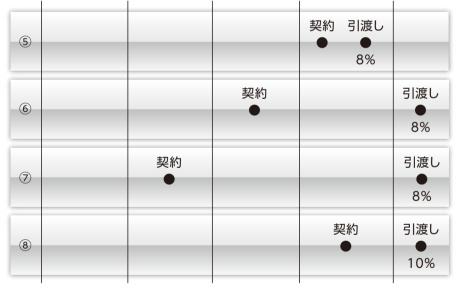
8%指定日 8%施行日 10%指定日 10%施行日 H8.10.1 H25.10.1 H26.4.1 H27.4.1 H27.10.1



- ①施行日前の引渡しにつき、税率は5%です。
- ②③指定日前の契約につき、経過措置が適用され、税率は5%です。
- ④指定日以後の契約につき、経過措置の適用はなく、税率は8%です。
- ※いずれの契約も、平成8年10月1日以後に締結しているので、税率3%の経過措置の適用はありません。

※工事着工の日は、判定に影響しません。

8%指定日 8%施行日 10%指定日 10%施行日 H8.10.1 H25.10.1 H26.4.1 H27.4.1 H27.10.1



- ⑤施行日前の引渡しにつき、税率は8%です。
- ⑥⑦指定日前の契約につき、経過措置が適用され、税率は8%です。
- ⑧指定日以後の契約につき、経過措置の適用はなく、税率は10%です。
- ※いずれの契約も、平成25年10月1日以後に締結しているので、税率5%の経過措置の適用はありません。
- ※工事着工の日は、判定に影響しません。

この経過措置は、工事の請負契約等に係る課税資産の譲渡等を対象としているので、工事完成基準によって資産の譲渡等の時期を認識する場合のほか、工事進行基準を適用して資産の譲渡等を認識する場合にも適用があります。なお、工事進行基準を適用している場合には、指定日以後に契約を行った場合でも、施行日前の期間に対応する売上げには旧税率を適用する経過措置が手当されているので、上記の表とは税率の適用関係が異なります。

(2)建物の譲渡契約も経過措置の対象

建物の譲渡契約で、その建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についてのその建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものは、工事の請負等に関する経過措置の対象となります。 (3)建設業だけではない

工事の請負等に関する経過措置の対象は、建設業だけではありません。 建設工事以外の製造の請負も対象となります。

また、工事又は製造以外の請負に係る契約については、次の3つの要件 を満たすものが対象となります。

- ①仕事の完成に長期間を要する。
- ②仕事の目的物の引渡しが一括して行われる又は役務の全部の提供が一括して行われる。
- ③仕事の内容につき相手方の注文が付されている。

過措置と実務対応のポイン

%から5%に 所としても、 :恵美子 税理士

したがって、およそ工事の請負等という言葉からは想像が難しいもの、 たとえば、映画の製作、ソフトウエアの開発、肖像画や胸像等の製作請 負、パック旅行の引受け、結婚式や披露宴の引受けなども対象となりま

なお、②の要件があることから、請負契約であっても、月極めの警備保 証契約やプログラムの保守管理契約、建物の管理契約等のように継続して 役務の提供を行うものは対象となりません。

V. 資産の貸付けに係る経過措置

(1) 資産の貸付けに関する経過措置の適用関係

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸 付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から引続きその契約に係 る資産の貸付けを行っている場合には、平成26年4月1日以後の貸付け についても、旧税率5%が適用されます。10%への移行時にも同じよう に取り扱われます。

なお、その賃料を変更した場合には、変更した時点で経過措置の適用が 停止します。

H8.10.1	8%指定 H25.10		8%施行 H26.4	10%指定 H27.4		10%施行 H27.1	
1	契約	貸付					5%
2		59 契約 ●	® 貸付け ●	•			370
		契約	5% 貸付け	8%			
3			5%	8%		3%	8%
4				契約●	貸付□	ا 8%	•
(5)					契約	貸付け	
						8%	10%

- ①経過措置が適用され、契約に定めた貸付期間を通じて、税率は5%です。
- ②経過措置の適用はなく、平成26年4月1日以後の貸付けについての税率は8%です。
- ③経過措置が適用され、平成27年10月1日以後の貸付けについても税率は8%です。
- ④経過措置が適用され、契約に定めた貸付期間を通じて、税率は8%です。
- ⑤経過措置の適用はなく、平成27年10月1日以後の貸付けについての税率は10%
- ※いずれの契約も、平成8年10月1日以後に締結しているので、税率3%の経過措 置の適用はありません。
- (2)資産の貸付けのうち期間と対価の額が確定しているもの
- この経過措置の対象となるのは、次の2つの要件を満たす契約による貸 付けです。
 - ①貸付けの期間と対価の額が定められている。
 - ②事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めること ができる旨の定めがない。

建物等の賃貸借契約については、一般的に、「賃料が経済事情の変動、 公租公課の増額、近隣の同種物件の賃料との比較等によって著しく不相当 となったときには、協議のうえ、賃料を改定することができる」といった 旨の規定があることが多いと思われます。したがって、建物の賃貸借につ いて、資産の貸付けに関する経過措置が適用され、平成26年4月以後の 賃料に5%の税率を適用する例は少ないでしょう。

(3)貸付けとなるリース取引

平成20年3月31日までに契約を締結した所有権移転外ファイナンス・ リース取引は、資産の貸付けに関する経過措置の対象となります。

(4)譲渡となるリース取引

平成20年4月1日以後に契約をした所有権移転外ファイナンス・リー ス取引は、税法上、貸付けではなく資産の譲渡と認識するため、資産の貸 付けに関する経過措置の適用はなく、譲渡の日、すなわちリース資産の引 渡しの日(リース開始の日)の税率を適用することとなります。

リース譲渡を行う事業者においては、延払基準により施行日以後に売上 げを認識する場合であっても、延払基準に関する経過措置により、引渡し 時の税率を適用します。

リース料の支払いをする事業者においては、リース料の支払時期に応じ て仕入税額控除をすることとしている場合であっても、平成26年3月31 日までにリース資産の引渡しをしたリース取引については、旧税率5%を 適用します。

VI. 予約販売に関する経過措置

不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する書籍その他の物品の譲 渡について、指定日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までにその 対価を領収している場合は、その施行日の前日までに領収した対価に係る 部分の税率は、旧税率となります。

8%指定日 8%施行日 H25.10.1 H26.4.1

契約	対価受領	納品							
					5%				

たとえば、健康食品や化粧品等の販売について、「定期お届け」のシス テムが利用されることがありますが、平成26年3月31日までに対価を受領 しているものだけが、旧税率5%の適用対象となります。

VII. 旅客運賃等に関する経過措置

平成26年3月31日までに領収する旅客運賃等には、旧税率(5%)が 適用されます。

旅客運賃等とは、不特定かつ多数の者に対する次の料金です。

- ①汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃
- ②映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ観戦等の入場料金
- ③競馬場、競輪場、競艇場への入場料金
- ④美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場施設の入場料金

H26.4.1

乗車券 税率 5%	領収	乗車
定期券 税率 5%	領収	乗車
 定期券 税率 5%	領収 ○ ● -	乗車

VIII. 消費税転嫁対策特別措置法

税率の引上げにあたって、企業が増税分を商品やサービス価格に円滑に 転嫁できるようにするため、消費税転嫁対策特別措置法が創設されまし た。この法律は、平成29年3月末日までの時限的措置とされています。

(1)「消費税還元セール」、仕入れ先への値引き強要の禁止 3%から5%への税率引上げ時には、大手小売店が「消費税還元セー

ル」を展開し、その値引き分を納入業者に押し付ける、といったことが見 られました。こうした行為を防ぐため、消費税転嫁対策特別措置法は、

「消費税還元セール」「消費税は据え置いています」などの広告を禁止 し、納入業者に対して税率引上げに見合う対価を支払うよう不当な値引き 交渉にはペナルティを課し、改善されない場合は企業名を公表することと しています。

(2)税抜き表示の解禁

消費者に対する商品等の価格の表示にあたっては、消費税を含む「総額 表示」が義務付けられています。しかし、一年半の間に二段階で税率が引 き上げられる予定でもあり、適正な転嫁のために必要があるときは、税抜 き価格を表示することができることとされています。ただし、値札や店内 の目立つ場所に税抜きであることを表示するなど、総額表示と誤認されな い措置を講じることとされています。

なお、取扱いの詳細については、財務省、消費者庁、公正取引委員会が 9月10日に公表したガイドラインを参照してください。

IX. 周到な準備で税率変更を乗り切る

税率引上げの前後には、駆け込み需要と消費の落込みが生じると考えら れます。そのため、今般の税率引上げは、経済への影響を考慮し、二段階 で行われる予定です。消費税率の変更と経過措置は、営業戦略にも影響す るため、経理担当者のみならず営業や企画等の担当者においても正しく理 解しておかなければなりません。周到な準備で乗り切っていただきたいと

金井 恵美子 | 企業の税務処理や経営サポートに当たる傍ら、税理士会や各種団体等の研修講師として 全国を奔走する。近畿大学大学院非常勤講師。著書に、『実務消費税ハンドブック』『一夜 漬け消費税』『Q&Aで理解する8%消費税』ほか多数。論文に「質問検査手続の改正と課 題」ほか多数。

8 消費税特集 平成25年: 秋号

务所レポート 消費税増税で気をつけたい 納税資金準備等のための資金繰り管理

税理士法人はてなコンサルティング 角田 英明・角田 敬子

東京国税局の「平成24年度分 の租税滞納状況」によると、平 成24年度の国税滞納額は2,351 億円で、このうち消費税は 1,121億円(前年度より2.6%増 加)となっており、全納税額の 約半分を消費税が占めている状 況で、事業者にとっては負担の 重い税のひとつといえます。

さて、消費税は、従前より、 消費者からの預かり金的性格を 有しているとされていますが、 実態経営活動においては、昨今 の法人欠損割合からも明確な通 り、運転資金の確保が容易でな いために売上にかかわる消費税 分が日々の資金繰りの一部と なってしまい、消費者が事業者 に支払う消費税分は商品や役務 の提供に対する対価の一部とし ての性格を有しているのも否め ない実状です。

平成9年の改正から国税滞納 額の約半分を占めるようになっ た経緯を踏まえると、今回の税 率引き上げによって、今後ます ます消費税の滞納額が増えるこ とが予想されます。また、中小 企業庁の「平成23年度消費税に 関する実態調査報告書」によっ ても、消費税に係る事務で負担 に感じるものとして「記帳・経 理」、「仕入や経費の課税・非課 税・付加税の選別」に次いで、

「納税資金準備等のための資金 繰り管理」が挙げられていま す。このことからも、多くの経 営者は納税資金の準備に苦しん でおり、より一層の資金繰り対

策が重要となっています。

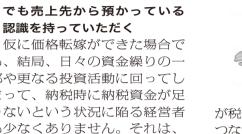
資金繰りを考える上で価格転 嫁の問題があります。私ども は、消費税が適正に価格転嫁さ れない場合には、会社の資金繰 りはどのようになるのかを説明 し、事業計画の策定や修正など を行い、経営判断の材料にして もらえるように心がけていま

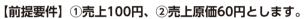
価格転嫁の観点から資金繰り を検討した場合は以下のように なります。

生じる可能性があることを前 述の事例を用いて理解してい ただく

②経営者自身が消費税はあくま でも売上先から預かっている

仮に価格転嫁ができた場合で も、結局、日々の資金繰りの一 部や更なる投資活動に回ってし まって、納税時に納税資金が足 りないという状況に陥る経営者 も少なくありません。それは、 消費税の納税を日頃から意識し





			単位:円
		全て価格転嫁が できる場合	5%しか価格転嫁が できない場合
消費税率	5%	8%	8%
売上(税込)	105	108	105
売上に対する消費税	5	8	7.8
売上原価(税込)	60	64.8	64.8
売上原価に対する消費税	3	4.8	4.8
消費税納税額	2	3.2	3
手許資金	40	40	37.2

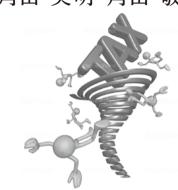
つまり、すべて価格転嫁がで きた場合には手許資金は40円と 変わらないが、価格転嫁ができ ずに売上が105円のままの場合 には手許資金は37.2円となり、 手許資金が2.8円減ってしまうこ とになります。

この価格転嫁失敗による資金 繰りへの影響を経営者に理解し ていただくために、以下のこと が大切だと考えています。

①消費税が適正に価格転嫁され ない場合には資金繰り不足が

ていないと難しいからです。特 に、新規創業の経営者は、ケー スによっては創業後しばらくの 間、消費税の納税を免れてきた ため、消費税の納税概念を有さ ない資金繰りを行ってきたケー スも少なからずあり、いざ納税 するときに納税準備ができない 状況に陥ってしまいがちなので 注意が必要です。

そのような状況に陥らないた めにも、日頃から消費税に対す る納税意識をもってもらうこと



が税金の滞納を起こさないことに つながると思われます。

そのために、私どもは、以下の ようなことを心がけて取り組んで

- ①適正な事業計画に基づく、タッ クスマネジメント思考をご理解 いただく
- ②お金に納税資金、仕入資金、投 資資金、採用資金等色分けをす る意味をご理解いただく
- ③金融機関の定期積金制度を利用 し、事業計画に基づく納税予測 金額を設定した上で、損益と キャッシュフローとの乖離を極 力軽減するために、消費税額の 概算計上を行い、極力同額を積 み立てていただく(納税時期と 定期積金の満期日を合わせて設 定すること)

消費税相当分を資金繰り等に回 したいという経営者の気持ちを汲 んだ上で、私たち税理士が会社の 資金繰りや経営状況をご一緒に考 えていくことを心がけ、滞納額を 増加させないために毎月計画的に 納税資金を備蓄することが、経営 活動の継続、経営者の税痛の緩和 につながるものと信じています。

消費税率アップでマイホーム取得者を応援

すまい給付金 | がスタート

消費税の増税にともない、マ イホームの購入希望者をバック アップする「すまい給付金」制 度がスタートする。

これは、今年6月26日に行わ れた与党合意に基づくもので、 自らが居住する住宅の取得に際 し、引上げ後の消費税率が適用 される場合に給付金が支払われ るもの。住宅ローン減税の拡充 では恩恵が十分に受けられない 層に対する負担軽減策として創 設された制度だ。

「住まい給付金」は、新築住 宅だけでなく中古住宅も対象と なる。ただし、宅地建物取引業 者による買取再販など、消費税 の課税対象となる住宅取得に限 られる。また、新築住宅・中古 住宅ともに一定の要件をクリア する必要がある。

給付額は、住宅取得者の収入 額(都道府県民税の所得割額) によって給付基礎額が決まり、

それに登記上の持分割合を乗じ た額が給付される。消費税率が 8%に引き上げられる平成26年 4月以後の住宅ローン利用の購 入者には、年収510万円以下を 対象に最大30万円の現金を支 給。消費税率10%が予定されて いる平成27年10月以後は、年収 775万円以下を対象に最大50万 円の現金を支給する。いずれ も、年収が低い人ほど給付額が 多くなる仕組みだ。申請は、取 得住宅を所有している人(持分 保有者)単位で行う。

「住まい給付金」は、現金に よるマイホーム取得者も利用で きる。ただし、中古住宅の場合 は、住宅ローン利用者の要件に 加え、50歳以上、年収650万円 以下などの追加要件があるので 注意したい。

なお、国土交通省では、「すま い給付金」の専用ホームページ を開設している。

利用者のニーズに合わせ 消費税増税に素早く対応!

平成26年4月からの消費税率の変更にともない、「報酬目動 支払制度」では、関与先の顧問料に関して「消費税額一括変更処 理」が行えます。

近日中に、報酬自動支払制度を利用されている先生方に「消費 税額一括変更処理についてのお伺い書」を送付し、消費税の一括 変更を希望するかどうかをお聞きします。希望する場合は、「月 次報酬額の本体価格×8%」で再計算されますので、顧問先1件 ごとの登録変更は不要となります。

「希望する」を選択された方は、一括変更を実施する振替日な らびに1円未満の端数処理方法(切り捨て、切り上げ、四捨五 入) の選択が可能です(消費税率の一括変更は、月次報酬のみに 実施し、臨時報酬、立替金等および随時請求は対象外となりま

消費税につきましては、平成27年10月にも増税が予定されて いますが、㈱日税ビジネスサービスでは、これからも変更処理な どを迅速に行い、利用者の先生方がスムーズに業務を遂行できる ようにお手伝いさせて頂きます。

X-----X

消費稅特集 9 平成25年・秋号

熊王税理士の ワンポイント講座

消費税の 落とし穴は三三道の



店内飲食・宅配・テイクアウト サービス内容で事業区分を確認

私はP社とフランチャ イズ契約を結び、宅配を メインとするピザの販売業を 営んでいます。経営管理のた めに、売上高の内訳を下記の ように区分していますが、そ れぞれの売上高は簡易課税制 度の適用上、第何種事業に区 分することになりますか?

- ①ピザと飲料類の店内飲食に よる売上高
- ②ピザと飲料類のテイクアウ ト(持ち帰り販売)による
- ③ピザと飲料類の宅配による 売上高

①第 4 種事業 ②ピザの売上高と飲料類

の売上高が区分されてい る場合には、ピザの売上高は第 3種事業、飲料類の売上高は第 1種事業または第2種事業(ピ

ザの売上高と飲料類の売上高が 区分されていない場合には全額 が第3種事業)

③第4種事業

なお、上記①~③の売上高の 内訳が区分されていない場合に は、区分されていない売上高の うち、最低のみなし仕入率(第 4種事業)を適用することにな ります(消令57④)。

☆店内飲食とテイクアウト

飲食サービス業は日本標準産 業分類で大分類(M)に分類さ れていますので、第1種事業か ら第3種事業及び第5種事業の いずれにも該当しないものとし て最終的に第4種事業に区分す ることになります。一方、ピザ の持ち帰り販売の場合には、飲 食店業ではなく、「製造小売 業」に該当することとなるの で、その売上高は第3種事業に 区分することができます。

簡易課税の事業区分は個々の 売上げごとに行いますので、調 理した飲食物であっても、あら かじめテイクアウト(持ち帰 り)用として注文を受けたので あれば、その売上高は第3種事 業に区分することができるので

☆仕入商品の取扱い

仕入商品である缶ジュースな どの飲料類をお客さんに提供す る場合ですが、調理したピザと 共に店内で提供する場合には、 その飲料類も含め、売上高はす べて第4種事業に区分すること になります。一方、仕入商品を 店頭で持ち帰り販売する場合に は、ピザの代金と仕入商品の代 金を区分することにより、事業 者への売上高は第1種事業、消 費者への売上高は第2種事業に 区分することができます。

ピザの売上高は、購入者が事

業者か消費者かに関係なく、製 造小売業として第3種事業に区 分します。

☆宅配とテイクアウト

宅配サービスとテイクアウト とは本質的に異なるものです。 宅配は、店内における飲食サー ビスの延長線上にあるものと考 える必要がありますので、第3 種事業に区分することはできま せん。

ただし、宅配専門のピザ屋さ んのように、飲食設備を有しな い事業者については、「宅配」 による売上高は製造小売業とし て第3種事業に区分することが 認められています(消基通13-2-802) 。

熊王征秀(くまおう・まさひで)税理士

昭和59年学校法人大原学 園に税理士科物品税法の 講師として入社し、在職中 に酒税法、消費税法の講 座を創設。平成4年同校を 退職し、会計事務所勤務。



平成6年税理士登録。平成9年独立開 業。東京税理士会会員相談室委員、東京 税理士会調查研究部員、日本税務会計学 会委員、大原大学院大学准教授ほか。消 費税関連の書籍も多数執筆。

税務スクランブル~審判所の視点~

賃貸用建物の一部が未完成 引渡し日と課税仕入れをめぐる争い

請求人A(平成19年3月設立 の合同会社)は、賃貸用アパー トを建築するため、平成19年 5月、B社との間で工事請負 契約書を取り交わした。その 際、①工事の着工日を平成19 年6月15日、②完成予定日を 平成20年3月10日、③工事が 完了した時は、B社の管理技 師であるCが検査を行い、検 査に合格しない場合は B 社が 補修または改造してCの検査 を受ける、④引渡時期を検査 合格後7日以内にする どの内容を締結した。

その後、平成20年3月に建 物の引渡しが行われ、請求人 Aは3月3日新築を原因とす る表示登記を経由し、同月11 日に所有権保存登記、同月21 日にD銀行を抵当権者とする 抵当権設定登記を行った。

トラブルが発生したのは、 その後だ。請求人Aは平成19 年4月に「消費税課税事業者 選択届出書」を提出してお り、平成20年5月に消費税等 の還付を受けるため、平成19 年3月から平成20年3月21日 までの課税期間の申告書を提 出。ところが、当局がこれを 認めず、争いが勃発した。

当局は、「請求人が建物を譲り 受けた日は、本件課税期間では ない」と主張。その理由とし て、消費税法第30条第1項第1 号では、課税仕入れを行った日 について『物の引渡しを要する 請負契約では、その目的物の全 部が完成し引渡しがなされた 日』と規定されており、「工事 管理者のCが平成20年5月31日 に建物の内装工事の確認を行 い、B社にエアコンを納品した E 社が平成20年6月6日にエア コンを売上げに計上しており、 エアコン工事が未了であったこ と」、また、「当初、工事完了の予 定日を平成20年2月29日として いたが、平成20年6月25日の計 画変更確認申請により、工事完 了予定日が同月27日に変更さ れ、実際に建物の完了検査が行 われたのは同年7月2日であっ たことからすれば、同日まで、 建物は共同住宅として使用でき る状態になく、工事は完了して いなかったと認められる。つま り、建物の全部が完成し請求人 に引き渡された日は平成20年7 月2日以降である」との見解を

工事の残存を認めつつも 更正処分を取消した理由

果たして、請求人Aが建物を 譲り受けた日は、本件課税期間

この点について審判所は、 「平成20年3月21日の時点にお いて、2階共用廊下の手すりの 微調整など補修工事が必要で、 エアコン工事も本件課税期間内 に完了していなかったが、いず れも軽微な補修工事または附属 設備の工事にすぎない」、「平成 20年3月3日の時点で、本件建 物は外壁および屋根により外気 と分断され、コンクリート基礎 により土地に定着し、共同住宅 建物の用途に供し得るだけの構 造を備えていたことからすれ ば、同日時点で、建物の大部分 は完成していたと認められる。 また、請求人AとB社は、建物 が完成したとして建物の引渡し を合意し、B社は同日付で建物 を請求人Aに引き渡したことが 認められる」と指摘。

さらに、「請求人Aは、3月11 日に建物の所有権保存登記を経 由したのみならず、本件課税期



間内に建物の権利保全、処 分、請負代金の支払いおよび 経理処理をすべて行ってお り、B社においても、平成19 年4月1日から平成20年3月 31日までの課税期間において 本件請負金額の消費税額を経 理処理していることを併せ考 えれば、若干の工事が残存し て未完成であったとしても、 請求人AとB社との間で、実 質的に建物が完成し引渡しが 行われ、請負代金の全部が本 件課税期間内に精算され授受 されたものと認められる」と して、「本件課税期間内に建 物が完成し引渡しがあったも のと同視できる」と判断。当 局の更正処分を違法とし、そ の全部を取り消した。



要チェック!!平成26年1~4月スタートの主要改正項目

税制改正項目は、すでに大半が施行されているが、現在は未施行で来年の1月以降に スタートする改正事項もあるので注意したい。例えば、「記帳義務・記録保存義務」の 所得要件の撤廃などは平成23年度改正にさかのぼる。そこで、来年1~4月に施行 される主要改正事項のうち税務で特に注意したいものをまとめてみた。

適用日	ジャンル	改正項目	概要				ておきたい	・用語解	 !説	
		国外財調書制度の創設 (国送金法5)	その年の12月31日に合計額5,000万円超の国外財産を有する場合には、財産の種類・数量・価額・その他必要な事項を記載した国外財産調書を翌年の3月15日までに所轄の税務署長に提出することに。(本紙3面を参照)	前年の12	 基準割合」と 2月15日まで(々年の10月~ 金利の平均+	こ財務大 〜前年の9				
		支払調書等の提出の特例 (措法42の2の2)	調書及び報告書のうち、提出期限の属する年の前々年の1月1日~12月31日までの間に提出すべき調書等の枚数が1,000枚以上である場合には、提出義務者は、調書等に記載すべき事項をe-taxか光ディスク等で税務署長に送付することに。	①離職者 ②雇用の	その整備」とは に係る要件に 増加に係る の前年の12	ついて、腐 要件につい	って、基準雇	用者数等	の計算に	こおける
		記帳義務・記録保存義務 (所法231の2)	これまで記帳義務・記録保存義務がなかった事業所得者等に対する要件(前々年の所得金額が300万円以下の場合)を撤廃。	において高年齢雇用者に該当する者を除外。 *3「認定住宅」とは:						
	納税環境 整備関係	延滞税の特例制度等 (措法94①②)	延滞税の割合は、各年の特例基準割合*1が年7.3%に満たない場合には、その年中は次の割合に。 ①年14.6%の割合の延滞税…その特例基準割合*1+年7.3% ②年7.3%の割合の延滞税…その特例基準割合*1+年1%	する認定 住宅(都i に該当す	優良住宅(長 長期優良住宅 市の低炭素化 る家屋で一定 E居住者」とは	だに該当す の促進に のもの)。	る家屋で一	定のもの)と、認定	低炭素
		利子税の特例制度 (措法93)	利子税の割合は、各年の特例基準割合* ¹ が年7.3%に満たない場合は、次の割合に。 ①下記②の利子税以外の利子税···その特例基準割合* ¹ ②相続税及び贈与税の延納に係る利子税について、各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合* ¹ が年7.3%に満たない場合···これらの利子税の割合に、その特例基準割合* ¹ が年7.3%に占める割合を乗じて計算した割合	①年齢が ②介護保 ③介護保 ④所得税 ⑤高齢者	50歳以上の。 (50歳以上の。 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	人 「る要介護 「る要支援 「障害者に いら④のい	認定を受け 該当する人 ずれかに該	ている人 当する人又	スは年齢	が65歳
		還付加算金の特例制度 (措法95)	還付加算金の割合は、各年の特例基準割合* ¹ が年7.3%に満たない場合には、その年中は特例基準割合* ¹ に。	表1① 一居住年	般の住宅(認定 控除期間			∞ 各年(の控除:	最大控除 可能額
	法人税関係	確定申告書の提出期限の延 長の特例に係る利子税の特 例(措令39の11①)	日本銀行の商業手形の基準割引率が引き上げられた場合の利子税の割合について、景 気調整対策上の措置を講じることが必要な期間から、利子税の特例基準割合*1が適 用される年に含まれる期間を除外。	平26.1~ 平26.3		2,000			0万円	200万円
				平26.4~ 平29.12	10年間	4,000)万円 全期 1.09		0万円	400万円
		小規模宅地等についての相 続税の課税価格の計算の特 例(措令40の2②⑧)	(1)被相続入とその親族が居住していた一棟の二世帯住宅の敷地の用に供されていた 宅地等をその親族が相続(遺贈)で取得した場合には、被相続人及びその親族が 居住していた部分が構造上区分されていた二世帯住宅であっても、その宅地等の	特定取得以外の場		2,000				200万円
	相続税 関係		全部について特例が適用に。 (2)被相続人が生前に老人ホームに入所したことにより居住の用に供されなくなっていた家屋の敷地の用に供されていた宅地等については、一定の要件が満たされる	居住年				∞ 各年		最大控除 可能額
			場合に、相続開始の直前に被相続人の居住の用に供されていたものとして特例が適用に。	平26.1~ 平26.3		3,000	万円	30	万円	300万円
		非課税口座内の少額上場株	(1)非課税口座を開設できる期間が、平成26年1月1日~35年12月31日までとなり、	平26.4~ 平29.12	10年間	5,000	万円 全期 1.09)万円	500万円
	所得税 証券税制	式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (措法9の8、37の14)	非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税期間が5年間 に。 (2)非課税口座を1つの金融商品取引業者等で1口座のみ開設できることとなり、毎年	特定取得以外の場		3,000	万円	30	万円	300万円
1	関係	→NISA関係	の口座開設を不要とし、各年の投資限度額(100万円)の管理は、非課税適用確認 書を提出することで非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うことに。	1010	バリアフリーi 増改築等	****	る特例 年残高	im PA da	各年の	最大控除
月1日	所得税法人税制	減価償却資産の耐用年数 (耐用年数省令別表第2)	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2(機械及び装置の耐用年数表) 55 番「前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」の機械及び装	居住年	住宅借入金等 ①特定増改築	控除期間	借入金等		控除 限度額 4万円	可能額
		(则)	置のうち、「ブルドーザー」、「パワーショベルその他の自走式作業用機械設備」の耐用 年数が8年へ短縮に。	平26.1~ 平26.3	等住宅 借入金等 ②①以外の増 改築等住宅		800万円	1.0%	8万円	60万円
		試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例 (措法10の2)	平成26年分又は27年分について、税額控除の限度額が事業所得に係る所得税額の 30%相当額に。	₩26.4~	借入金等 ①特定増改築 等住宅 借入金等		250万円	2.0%	5万円	
		雇用者の数が増加した場合 の所得税額の特別控除 (措法10の5)	(1)税額控除限度額を計算する場合における基準雇用者数を乗ずる金額を40万円へ引き上げに。 (2)適用要件の離職者要件・雇用増加要件について所要の整備*2を手当て。	平29.12	②①以外の増 改築等住宅 借入金等 ①特定増改築	5年	750万円	1.0%	7.5万円	- 62.5万円
	改正関連	国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却 又は所得税額の特別控除 (措法10の5の2)	青色申告者で、平成26、27年の各年に取得等をした生産等資産でその年の12月31日までに所有する資産の取得価額の合計額が一定の金額を超える場合 ⇒その機械等を事業供用したときは、その取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額の3%相当額の特別税額控除との選択適用が可能に。	特定取得 以外の 場合	等住宅 借入金等 ②①以外の増 改築等住宅 借入金等		200万円	1.0%	4万円 8万円	60万円
		雇用者給与等支給額が増加	青色申告者が、平成26~28年の各年に国内雇用者に対して給与等を支給する場合	表3 特定	省エネ改修に _{断熱改修}	係る特例 控除期間	年残高	控除率	各年の	最大控除
		した場合の所得税額の特別 控除(措法10の5の4)	に、雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であり、かつ、一定の要件を満たす場合 ⇒雇用者給与等支給増加額の10%相当額の特別税額控除が可能に。		①特定断熱 改修住宅	控队别间	借入金等 200万円		程度額 4万円	可能額
		住宅借入金等を有する場合の 所得税額の特別控除 (措法41、41の2、41の2の2)	平成26年~29年までの間に居住用家屋、新築住宅、既存住宅や増改築等をして家屋 又は認定住宅*3を居住の用に供した場合の控除の仕組みが、右の表1のとおりに。	平26.1~ 平26.3 借入金等 ② ①以外の 断熱改修 住宅借入金等			800万円	1.0%	8万円	- 60万円
		特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得が続いた。	(1)特定パリアフリー改修特例・特定省エネ改修特例の適用期限が平成29年12月31日まで4年延長に。	平26.4~ 平29.12	①特定断熱 改修住宅 借入金等 ② ①以外の	5年	250万円	2.0%	5万円	62.5万円
		得税額の特別控除の特例 (措法41の3の2) 既存住宅の耐震改修をした	(2)平成26年~29年までの間に増改築等をした家屋を自己の居住の用に供した場合の控除の仕組みが、それぞれ右の表2、3のとおりに。 (1)適用期限が平成29年12月31日まで4年延長に。		断熱改修 住宅借入金等 ①特定断熱 改修住宅		750万円	2.0%	7.5万円	
		場合の所得税額の特別控除 (措法41の19の2)	(1)回用期限が干成29年12月31日まで4年延長に。 (2)平成26年1月~29年12月までの間の耐震改修工事限度額、控除率及び税額控除限度額が、右の表4のとおりに。	特定取得 以外の 場合	借入金等 ② ①以外の 断熱改修		800万円	1.0%	8万円	60万円
	所得税 住宅ローン 控除関係	認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (措法41の19の4)	(1)適用期限が平成29年12月31日まで4年延長に。 (2)平成26年4月~29年12月までの間に居住の用に供する場合の税額控除額は、認定住宅*3について講じられた構造及び設備に係る標準的な性能強化費用の額の10%に相当する金額になり、また、平成26年1月~平成29年12月までの間に居住の用に供した場合の控除の仕組みが右の表5のとおりに。	表4 工事完	住宅借入金等 	耐震改修 限度額	江事	控除率	税額限原	質控除 套額
		既存住宅に係る特定の改修 工事をした場合の所得税額	(1)特定居住者*4が一定のパリアフリー改修工事又は一定の省エネ改修工事をした家 屋を居住の用に供した場合の税額控除額が、工事の標準的費用額の10%に相当す	平26.3 平26.3		200	万円		2	:0万円
		の特別控除 (措法41の19の3)	る金額に。 また、特定居住者*4がパリアフリー改修工事と省エネ改修工事を同一の年で行った場合の税額控除限度額が、最大55万円に。	平26.4 平29.1		250	万円	全期間 10%	2	:5万円
			(2)特定居住者*4以外の居住者が一定の省エネ改修工事をした家屋を居住の用に供した場合の税額控除額が、その工事に係る標準的費用額の10%に相当する金額	の場	改修以外合	200	万円		2	:0万円
4 月 1 日			に。 (3)その年においてパリアフリー改修工事を行った特定居住者**が、その年の前年以前3年内に行ったパリアフリー改修工事について本税額控除の適用を受けている場合には、特例の適用が不可に。	表5 居住年	範囲		認定住宅限度額	控除	可	是大控除 J能額
	印紙税関係	金銭又は有価証券の受取書の 免税点の引上げ(印法別表1)	金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満のものは、印紙税が不要に。	平26.1~ 平26.3 平26.4~	認定長	ŧ	500万円	全期		50万円 65万円
	消費税関係	消費税率の引上げ (消法29)	 資産の譲渡等に適用される消費税率を4%→6.3%(地消費方税を含めた税率は5%	平29.12 特定新 以外	住宅	电	500万円	109	%	50万円
		(消法29)	→8%)に引き上げるとともに、所要の改正を手当て。(本紙6~7面を参照)	の場合						

ちゃんと応える 医療保険

EVER

🛊 NEW 🛊

ちゃんと応える 医療保険

Lady's EVER

このたび発売しました「ちゃんと応える医療保険EVER」は 「5日未満の入院に対する一律5日分保障」※や「入院前の通院 保障」など、現在の医療事情にちゃんと応えた医療保険です。 また、「ちゃんと応える医療保険レディースEVER」は、 女性特有の病気で入院した場合、上乗せして保障します。



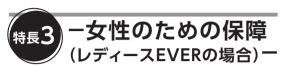
-入院保障-

日帰り入院から保障。5日未満の入院 の場合、一律5日分をお支払いします。

※一定期間内に再入院した場合の入院給付金のお支払いについてはパンフレット (契約概要)をご確認ください。

·通院保障-

退院後120以内の通院を保障、さらに 「入院前60日以内」の通院も保障しま す。



女性特有の病気で入院した場合、上乗 せして保障します。

ちゃんと応える医療保険EVER

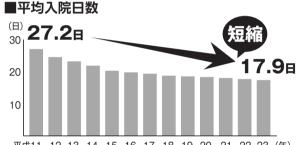
入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

	疾病入	院給付金	日帰り入院から 入院5日目まで 一律5日分	2.5万円	
温	災害入	院給付金	入院6日目以降 1日につき	,000 _円	
通院ありプラン	手術	重大手術	がんに対する開頭・ 開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円	生涯
ププ	給付金 手術	入院あり(重大手術を除く) 1回につき	5万円	生涯保障	
5		טוויו –	טויו – ב	入院なし(重大手術を除く) 1回につき	2.5万円
		線治療 付金	1回につき	5 万円	
	疾病通 災害通	院給付金 院給付金	1日につき 3	3,000 _円	

ちゃんと応える医療保険レディースEVER

八的	人院給付金日額5,000円 保険期间・終身								
	疾病入院給付金		日帰り入院から 入院5日目まで 一律5日分	2.5万円					
	災害人	、院給付金	入院6日目以降 1日につき	5,000 _円					
通院	女性!	疾病入院 計付金	日帰り入院から 1日につき	5,000 _円					
院ありプラン	手術	重大手術	がんに対する開頭・ 開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円	一生涯保障				
プラ	給付金	手 術	入院あり(重大手術を除 1回につき	5万円	漳				
ン		נוויר —	入院なし(重大手術を除 1回につき	2.5万円					
	放射	線治療 付金	1回につき	5万円					
	疾病通 災害通	院給付金 院給付金	1日につき	3,000ฅ					

入院の短期化への備えが必要です



平成11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 厚生労働省「平成11~23年 病院報告」一般病床等における平均在院日数より ■入院日数の分布 ▲ 21~30日 - ★ 31~61日 - ◆ それ以外 30 25 20 15 平成 8 14

厚生労働省「平成8、11、14、17、20、23年 患者調査」をもとにアフラック作成 *入院した日を入院1日目として計算

厚生労働省「平成23年 病院報告」については、東日本大震災の影響により、平成23年3月分は報告のあった患者数のみ集計された数値 厚生労働省「平成23年 患者調査」については、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

日帰り入院から保障します!



退院 後 120日以内の通院を保障します! さらに入院 (前) 60日以内の通院も保障し

※詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

『最新版 がんのひみつ』をコンパクトにまとめた 冊子です。ぜひ、ご自身でお読みになるだけでなく、 一番大切な人にも伝えてください。

> この冊子を**先着で100名様**にプレゼントいたします。 必要事項をご記入の上、FAXをお送りください。



「がんのひみつ」

がんにならない、がんに負けない~

著者 中川 恵一

東京大学医学部附属病院 放射線科准教授 緩和ケア診療部長

㈱共栄会保険代行

FAX:0120-922-753

バソコンはこちら⇒https://ssl.nichizei.com/khd/shi/ ※冊子応募の方には新商品の資料も合わせてお届けいたします。

フリガナ			支部名			支 部		推世帯ぎから	
お名前			生年月日	т•ѕ•н	年	月	В	携帯電話から 応募できます	
0,5 0,113			電話番号		_	_		\Rightarrow	首級巡查
	〒								
ご住所	都追	至町 三町							
	府県	市村	Ā	\$1					



皆様の大切な個人情報を引き続き 厳重にお守り致します。 株式会社共栄会保険代行 認定番号:10690015(04)

〈募集代理店〉株式会社共栄会保険代行 〈日税グループ 全国税理士共栄会保険取扱代理店〉

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階 TEL: 03-3340-5533

〈引受保険会社〉 アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 首都圏総合支社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェストビル 17 階 TEL: 03-3340-1580

【個人情報のお取扱いについて】 ●取得した情報を日税グループの「サービス情報」や「取扱品目」のご案内以外に使用することはありません。●今後とも税理士先生のお役に立つ各情報の案内に努めて 参りますが、ご案内が不要な場合、または個人情報に関するお問い合わせや訂正につきましては、お手数をおかけ致しますが下記担当までご連絡下さいますようお願い申し上げます。当社の「個人情報のお取 扱いについて」の詳細は、右記ホームページでご覧いただけます。《㈱共栄会保険代行 個人情報保護担当 TEL: 03-3340-5533 http://www.nichizei.com./pmark/khd/toriatsukai.htm》



おかげさまで大盛況

日税不動産情報センター

創230周年配念也已分一念周個

900名以上の税理士先生が参加 ライブ・オンデマンド配信も大好評

株式会社日税不動産情報センターは8月1日、東京・千代田区のホテルニューオータニにおいて創立30周年記念セミナー「変転する経済・税制に、税理士はどのように向き合っていくべきかーー」を開催しました。

当日は猛暑日にも関わらず、900名を超える税理士先生がご来場されたほか、同セミナーのインターネットによるライブ配信・オンデマンド配信の聴講者も600名を超えました。

第1部の基調講演では、経済 小説作家の江上剛氏を講師に迎 え、「日本・アジアのマーケット で中小企業が戦うための戦略~ 税理士の役割とともに~」を テーマに、鋭い洞察力とユーモ アを交えた国際感覚あふれる講 演を聴くことができました。

第2部の税制改正セミナーでは、岩下忠吾税理士(岩下忠吾税理士(岩下忠吾税理士(岩下忠吾税理士事務所所長)が「平成25年度 資産税の税制改正のポイント」を解説。第3部では、「相続税増税時代 このような制度・対策に対して、3人の実務家はどう考える?」と題したパネル

ディスカッションが披露されました。パネラーは、第2部に引続き登壇の岩下忠吾税理士のほか、本郷尚税理士(税理士法人タクトコンサルティング代表社員)、関根稔税理士・公認会計士・弁護士(関根稔法律事務所所長)。コーディネーターは、宮田房枝税理士(税理士法人タクトコンサルティング)という興味深い顔ぶれの先生方。

パネルディスカッションでは、相続・事業承継支援に関する設問に対し、3人の実務家が白熱した議論を展開しました。

なお、前日には同じ会場で 「日税不動産情報センター創立 30周年記念式典」を挙行しまし たが、こちらにも多くの首都圏 の各税協の税理士先生にご列席 頂きました。

おかげさまで無事に記念式典ならびに記念セミナーを終えることができました。税理士の先生方に改めて御礼を申し上げますと共に、これからも引続き日税不動産情報センターをよろしくお願い申し上げます。



▲鋭い洞察力とユーモアを交えた国際感覚あふれる江上剛氏の講演

記念セミナー収録DVDを 先着50名様にプレゼント!

東京で開催された㈱日税不動産情報センター 創立30周年記念セミナーの全てを収録した DVDを先着50名様にプレゼントいたします。 ご希望の方は下記の申込み欄をコピーして 頂き、必要事項をご記入の上、下記のFAX 番号までお送りください。

※数に限りがございますので、11月22日までに お申込みの先着50名様に限らせて頂きます。 何卒、ご了承ください。



DVDプレゼント 申込先FAX番号 (株)日税不動産情報センター 東京本社 **03-3346-221**

9月25日には名古屋税理士会 ビル2階ホールにおいて「株式 会社日税不動産情報センター創 立30周年記念 名税協共催・日 税セミナー」を開催し、定員200 名を超える大勢の税理士先生に 参加して頂きました。

当日は、渡邉正則税理士が 「相続を見越した贈与とケース 別事例」をテーマに、相続対策 における贈与や相続税調査時に 問題となる贈与の注意点などを ご詳しく解説。当日の内容に関す



るアンケートを行ったところ、 多くの先生方から5段階評価で 「5」を頂くなど、非常に有意 義なセミナーとなりました。



▲パネルディスカッションでは3人の実務家が熱い議論を展開

創立30周年記念セミナー 収録DVDプレゼント申込み欄

フリガナ			税理士登録番号	
税理士名			支 部 名	
ご住所	〒	·		
電話番号	FA	XX番号	1	
E-mail				

【個人情報のお取扱いについて】 ●税理士先生の個人情報は「日税グループ」各社の「商品」や「サービス情報」のご案内以外に使用することはありません。●今後とも税理士先生のお役に立つ各情報の案内に努めて参りますが、ご案内が不要な場合、また、個人情報に関するお問い合わせや訂正につきましては、お手数をおかけ致しますが下記担当までご連絡くださいますようお願い申し上げます。当社の「個人情報のお取扱いについて」の詳細は、右記ホームページでご覧いただけます。(㈱日税不動産情報センター 業務本部 個人情報保護担当 03-3346-2222 http://www.nichizei.com/pmark/nf/toriatsukai.htm)

日税ジャーナル 平成25年·秋号 (年4回1月·4月·7月·10月発行)

発行:日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階 TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見·ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL:03-3340-4488

日税グループの ホームページ http://www.nichizei.com/